

## センターによる再就職支援の対象法人の範囲について

平成 20 年 12 月 31 日  
内閣府官民人材交流センター長決定  
平成 27 年 10 月 1 日一部改正  
平成 30 年 12 月 12 日一部改正

「組織の改廃等による分限予定者を対象とした再就職支援業務運営要領」（平成 20 年 12 月 31 日内閣府官民人材交流センター長決定）に基づいて官民人材交流センターが行う再就職支援の対象法人の範囲については、以下に定めるところによるものとする。

### I 語句の定義

- 1 「センター」とは、官民人材交流センターをいう。
- 2 「職員」とは、センターの支援対象職員（一般定年等隊員及び行政執行法人の役員を含む。）をいう。
- 3 「所属府省」とは、職員が現に所属する府省（あっせん人事担当者が、職員が現に所属する府省以外の府省に所属する場合は、あっせん人事担当者が所属する府省を含む。）をいう。
- 4 「府省」とは、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、内閣府に置かれる委員会若しくは庁、警察庁及び都道府県警察、各省又は行政執行法人をいう。
- 5 「対象法人」とは、センター担当官による職員に対する再就職支援の対象先となる営利企業及び営利企業以外の法人をいう。
- 6 「親会社」とは、対象法人の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人をいう。「子会社」とは、「親会社」に議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人をいう。
- 7 「再就職支援」とは、センター担当官が行う、職員の離職に際しての離職後の就職の援助であって、対象法人に対し、当該対象法人の地位に就かせることを目的として、（i）個人が特定可能な形で職員に関する情報を提供し、（ii）職員を当該地位に就かせるために必要な情報の提供を依頼し、又は、（iii）当該地位に就かせることを要求し若しくは依頼することをいう。

### II 「センターによる再就職支援の対象法人の範囲」についてのルール

- 1 再就職支援の対象法人については、官と民の垣根を低くし、センターが、職員の能力と適性を活かした再就職を積極的に支援するという改正国家公務員法の趣旨にかんがみ、原則として特段の制限を設けないこととする。

#### 2 再就職支援の対象法人の範囲

ただし、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合は対象外とする。

- ※ 対象法人が子会社である場合は、対象法人のみならず、親会社も再就職支援の対象法人の範囲に含まれる必要がある。

(1) 職員の所属府省と対象法人が①又は②の関係にある場合

※ 出向中に、出向元府省が再就職支援依頼を行う場合は、出向元府省を所属府省と考える。

① 不適切な契約

入札又は契約の適正な執行の確保に関する事務を行う機関として副センター長が定めるものにより、公表された報告であって、副センター長が定める期間において、法令若しくは予算に違反し、又は不当であると指摘された契約であって、是正又は改善を講じたとは指摘されていないものとして副センター長が定めるものが存在する場合。

② 一定金額以上の継続的な随意契約

当分の間の取扱として、可否を判断する年度（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）により、既に各府省において公表されているものに限る）及び当該年度前2年度の合計3年度中、2年度以上、それぞれの年度で締結した随意契約の総額が1億円以上である場合。

ただし、地方支分部局（国家行政組織法第9条並びに内閣府設置法第43条第2項及び第57条に規定する地方支分部局であって、府省の所掌事務の全部又は一部を分掌するものをいう。以下同じ。）に会計法第13条の規定に基づき支出負担行為事務が委任されており、職員の任命権者が当該地方支分部局の長であって、又は、職員が、地方支分部局若しくは当該地方支分部局の所掌事務の全部若しくは一部を分掌する当該地方支分部局の下部機関で採用され、当該地方支分部局の管轄区域外に異動したとしない場合であって、かつ、センターへの再就職支援依頼が当該地方支分部局からなされる場合にあつては、当該地方支分部局と対象法人との間に可否を判断する年度及び当該年度前2年度の合計3年度中、2年度以上、それぞれの年度で締結した随意契約の総額が1億円以上である場合。

※ 随意契約とは、会計法第29条の3第4項に規定する随意契約のうち、国の支出の原因となる随意契約であつて、再就職支援に対する国民の疑念を招かないことが明白である場合として副センター長が定める場合以外のものをいう。

(2) 職員との直接の利害関係

職員（当該職員が当該事務に係る決裁権限（決裁規定上の権限及び事実上の決裁権限の両者を含む。）を有している場合の当該職員の下位職員を含む。以下(2)において同じ。）が、対象法人との間で、職務として携わる①から⑦に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める関係にあること

① 許認可等

職員が、対象法人から許認可等の申請を受理していて未処理の場合

※ 許認可等とは、行政手続法第2条第3号に規定する許認可等をいう。

※ 申請受理の有無は、職員の決裁権限の及ぶ局部課の文書受付簿により確認。

※ 「未処理」とは処分（許認可又は拒否）を行っていない状態を指す（補正を求めている間は未処理とする。決裁が終了していても送達していなければ未処理と考える。）

ただし、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる許認可等として副センター長が定める場合はこの限りではない。

## ② 契約の締結又は履行

職員が、対象法人との間で、(i) 契約の締結に係る権限を有する職員にあっては契約の申込みを受けており、締結が未完了の場合、(ii) 契約の履行に係る権限を有する職員にあっては契約締結以降契約における国の履行が完了していない場合

※ 契約とは、対象法人と国との間の、売買、貸借、請負その他の契約であって、国の支出の原因となり、かつ、履行が完了していないものをいう。

ただし、(i) 公益事業として提供されるサービスの利用契約その他これらに類する継続的給付として副センター長が定めるものを受ける契約の場合、(ii) 職員が締結に携わった契約（履行が完了したものを除く。）及び履行に携わっている契約の総額が2,000万円未満である場合 (iii) 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合として副センター長が定める場合はこの限りではない。

## ③ 補助金等の交付

職員が、(i) 対象法人から、補助金等の交付の申請を受理していて交付決定がなされていない場合、又は、(ii) 対象法人に対して、補助金等の交付決定以降、補助金等の交付を行う事務が現存している場合

※ 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。

※ 「交付を行う事務が現存している」とは、精算交付までとする。

ただし、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合として副センター長が定める場合はこの限りではない。

## ④ 検査等

職員が、(i) 対象法人に対し、検査等を行うのに必要な手続に着手し、検査等が完了していない場合、又は、(ii) 検査等の対象となる者の選定を含む、対象法人を検査等の対象とし得る実施計画の作成に着手し、作成が完了していない場合

※ 「検査等」とは、法令の規定により行われる質問、検査、立入検査（臨検）、監査及び監察をいう。

「質問」とは、法令の励行を確保する等のために特に認められたそのための権限に基づいて関係者に当該事実の説明を求めることをいう。（例：国税徴収法、独占禁止法における質問）

「検査」とは、法令の執行確保の見地からなされるものであって、帳簿書類などの物件を調べることをいう。（例：国税徴収法、独占禁止法における検査）

「立入検査（臨検）」とは、行政機関等の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において監督を受ける事業者等の営業所、事務所、事業場、工場又は住所等に質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査のために立ち入るこ

とをいう。(例：国税徴収法、独占禁止法における立入検査)

「監査」とは、主として監察的見地から、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べることをいう。(例：会計検査院の行う検査)

「監察」とは、行政監督上の立場から調査し、又は検査することをいう。(例：総務省設置法に基づく評価及び監視)

ただし、(ii)に該当する場合であっても、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない場合又は現に自ら関与していないと認められる場合として副センター長が定める場合はこの限りではない。

#### ⑤ 不利益処分

職員が、対象法人に対し、不利益処分を課すために必要な手続に着手し、不利益処分の決定の通知を未送達の場合(ただし、当該処分がなされなくなった場合を除く。)

※ 不利益処分とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。

ただし、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合として副センター長が定める場合はこの限りではない。

#### ⑥ 捜査等

職員が、(i)対象法人の犯罪の捜査に着手し、当該捜査が完了していない場合 (ii)対象法人に公訴を提起し、終了していない場合、又は、(iii)対象法人へ刑が確定して以降、刑の執行を行っていない場合

※ 捜査等とは、犯罪の捜査、公訴の提起又は維持をいう。

ただし、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ないと認められる場合として副センター長が定める場合はこの限りではない。

#### ⑦ その他

その他職員が直接の利害関係に立っていると認められる場合として副センター長が定めるもの

#### (3) その他

その他再就職支援に対する国民の疑念を招くおそれが明白である場合として副センター長が定める場合

### 3 高度の専門的能力に着目した就職

(1) 2 (1) ② (一定金額以上の継続的な随意契約) 又は 2 (2) (職員との直接の利害関係) に該当する場合であっても、職員の高度の専門的能力に着目して当該法人の特定の地位に就かせようとする場合であるとして副センター長が定める場合には、再就職支援の対象とすることができる。